

入札説明書

京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年4月11日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府危機管理部 災害対策課 情報・対策係
電話番号 (075) 414-5619

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務

(2) 仕様等

別添「京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和6年7月31日まで

(4) 履行場所

京都府が指示する場所

5 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和5年4月11日(火)から令和5年5月9日(火)正午まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。交付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならぬ

い。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（本調達案件に係る一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の初日が属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 次のア及びイの条件に該当する者

ア 平成25年度以降に、国、都道府県又は市町村の災害対策室システム（映像・情報システム）の構築業務及び防災情報システム（避難情報、避難所開設状況、被害情報等を収集し、上位システムへ情報配信するシステム）の構築業務を単独又は共同企業体の代表者として履行し、引き渡しを行

った実績があること。

イ 平成 25 年度以降に、都道府県の防災行政通信ネットワーク（都道府県下を自営回線にて接続し、情報共有するシステム）の構築業務を単独又は共同企業体の代表者として履行し、引き渡しを行った実績があること。

8 資格審査の認定手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の受付期間等 5 に同じ。
- (2) 提出場所 3 に同じ。
- (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

申請書受付期間中の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

- (4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 16 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないのでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第 2 号様式 府税の滞納、未納の税額がないことを確認できるものをもって代えることができる。）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（別記第 3 号様式 税務署長が発行する納税証明書で消費税及び地方消費税について滞納、未納の税額がないことを確認できるものをもって代えることができる。）

エ 営業経歴書（別記第 4 号様式）

オ 印鑑証明書（別記第 5 号様式）

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書（別記第 6 号様式。書面を持参する場合、証明書の提示を持って代えることができる。）

キ 7の(1)のエに該当しないことを証する書類（別記第7号様式）

ク 7の(3)に該当することを証する書面（別記第8号様式）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継

審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

13 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があつた後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務に係る業務を粗雑にし、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和5年5月24日（水）午後2時

イ 場所 京都府庁第1号館6階 災害合同待機室

- (2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム構築業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(6) 入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、令和5年5月9日(火)までに、ファックス及びメールにより質問書（様式任意）の提出を行うことによって説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 6 に掲げる者又は 7 に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかつた者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ク 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

ケ 開札の日時において有効な内訳書を提出できていない者の行った入札

コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

サ 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）

第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 5 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

16 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の 100 分の 10 以上の額を入札保証金として納付しなければならないが、規則第 147 条第 2 項に該当する場合は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

18 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

19 その他

- (1) 1 から 18 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。